

## 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する 特定家畜伝染病防疫指針の変更について（案）

令和元年5月21日  
農林水産省  
消費・安全局動物衛生課

### 1 背景

特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）は、家畜伝染病予防法に基づき、最新の科学的知見等を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討し、必要に応じてこれを変更することとされている。

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの防疫指針については、昨年変更したところであるが、その後の豚コレラの国内での発生拡大及びアフリカ豚コレラの近隣諸国での発生による国内への侵入リスクの増加を踏まえ、改めてこれらの防疫指針の変更に係る検討を開始する。

### 2 豚コレラの防疫指針の変更の方針（案）

以下の事項を中心とした変更を検討する。

- （1）農林水産大臣が指定する症状（特定症状）を呈している豚等の届出を受けた際の都道府県の対応を追加
- （2）疫学調査のための殺処分前の同居豚等の採材に関する規定の追加
- （3）移動制限区域の解除のための検査回数、時期等の検討
- （4）移動制限区域内の豚等について、飼養密度の増加等により衛生状態が劣悪になった場合のと畜場への出荷条件の検討
- （5）疫学関連家畜及び疫学関連家畜飼養農場の範囲及び確認検査の再検討 等

### 3 アフリカ豚コレラの防疫指針の変更の方針（案）

以下の事項を中心とした変更を検討する。

- (1) アフリカ豚コレラの遺伝子検査を都道府県の家畜保健衛生所で実施することについて検討。
- (2) アフリカ豚コレラの検査を行う場合の具体的な症状、解剖所見等について追記。
- (3) 患畜及び疑似患畜の定義の見直し。 等

### 4 今後のスケジュール（案）

- (1) 牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論いただき、その議論の結果を家畜衛生部会に報告。
- (2) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、所要の手続きを経て、速やかに防疫指針を改正。
- (3) なお、アフリカ豚コレラ検査に係る合成DNA等及びプライマーは、動物衛生研究部門と調整の上、指針の改正に併せ、都道府県に配布。

（以上）

○家畜伝染病予防法（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二

1～5 （略）

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。